

経営診断受診促進事業助成金交付要綱

平成18年7月3日 制定
令和4年4月13日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う、総合的な経営診断の受診を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成対象は、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員の中小トラック運送事業者（以下「事業者」という。）であって、中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断（以下「経営診断」という。）および、経営診断結果に基づく経営改善相談を受診した事業者（以下「受診事業者」という。）とする。
2 第1項の中小企業診断士等は、全ト協との契約がある者、又は、地方ト協の推薦がある者とする。

（助成対象経費）

第3条 助成対象経費は、経営診断および経営改善相談の受診に係る直接費用とし、別に定めるものとする。

（助成金の交付額）

第4条 経営診断の助成金交付額は、1事業者あたり対象経費（税別）の2分の1、8万円とする。なお、申請時に安全性優良事業所（Gマーク）を取得する事業所は10万円とする。
2 経営改善相談の助成金交付額は、1事業者あたり2万円とする。なお、申請時に安全性優良事業所（Gマーク）を取得する事業所は3万円とする。

（予算総額）

第5条 予算総額は、310万円とする。

（助成対象事業者数）

第6条 助成対象者事業者数は予算の範囲内とする。

（申請受付期間）

第7条 申請受付期間は、令和4年5月1日から令和5年3月1日までとする。但し、予算総額に達し次第、募集は締め切るものとする。

（経営診断・受診申し込み）

第8条 事業者が経営診断を受診しようとするときは、適用の可否について地方ト協の確認を得た上で、様式1の「経営診断受診申込書」（以下「診断申込書」という。）を地方ト協に提出する。

- 2 前項の診断申込書を受理した地方ト協は、様式2の「経営診断受診申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営診断・受診申請受付通知）

第9条 全ト協は、前条の申請書を受理した場合は、様式3の「経営診断受診申請受付通知書」により、地方ト協に通知する。

- 2 前項の通知を受けた地方ト協は、様式4の「経営診断受診申込受付通知書」により、事業者に通知する。

（経営診断・助成金交付申請）

第10条 受診事業者が、本助成金の交付を受けようとするときは、経営診断の受診完了後、様式5の「経営診断受診促進助成金交付請求書」に診断費用支払の書類（振込明細もしくは領収証の写し）、経営診断（ステップ1）受診後調査票を添付の上、直ちに地方ト協に提出する。

- 2 前項の請求書を受理した地方ト協は、様式6の「経営診断受診促進助成金交付申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営診断・助成金交付）

第11条 全ト協は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式6を提出した地方ト協に対し、提出日の翌月末日に助成金を交付する。

- 2 全ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を受診事業者に交付する。

（経営改善相談・申し込み）

第12条 経営診断受診後、事業者が経営改善相談を希望するときは、様式7の「経営改善相談申込書」（以下「相談申込書」という。）を県ト協に提出する。

- 2 前項の相談申込書を受理した県ト協は、様式8の「経営改善相談申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営改善相談・受付通知）

第13条 全ト協は、前条の相談申込書を受理した場合は、様式9の「経営改善相談受付通知書」により、地方ト協に通知する。

- 2 前項の通知を受けた地方ト協は、様式10の「経営改善相談受付通知

書」により、事業者に通知する。

（経営改善相談・助成金交付申請）

第14条 事業者が、本助成金の交付を受けようとするときは、経営改善相談終了後、様式11の「経営改善相談助成金交付請求書」に診断費用支払の書類（振込明細もしくは領収証の写し）および、中小企業診断士等が作成した経営改善相談実施記録、経営改善相談（ステップ2）受診後調査票を添付の上、直ちに地方ト協に提出する。

- 2 前項の請求書を受理した地方ト協は、様式12の「経営改善相談助成金交付申請書」を直ちに全ト協に提出する。

（経営改善相談・助成金交付）

第15条 全ト協は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式12を提出した地方ト協に対し、提出日の翌月末日に助成金を交付する。

- 2 全ト協は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を受診事業者に交付する。

（経営診断・経営改善相談申請の取下げ）

第16条 受診申込受付後、および、経営改善相談受付後に事業者が経営診断受診を辞退する場合、事業者は、速やかに様式13の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を地方ト協に提出する。

- 2 前項の届出書を受理した地方ト協は、様式14の「経営診断受診・経営改善相談取下届出書」を直ちに全ト協に提出する。

（助成金の返還）

第17条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）

第 1 条 本要綱は平成 18 年 7 月 3 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 19 年 2 月 9 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 20 年 7 月 22 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 21 年 7 月 15 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 22 年 7 月 15 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 23 年 7 月 15 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 24 年 6 月 11 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 25 年 6 月 24 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 26 年 4 月 15 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 27 年 5 月 12 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 28 年 5 月 16 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 29 年 5 月 19 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は平成 30 年 5 月 9 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は令和元年 5 月 21 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は令和 2 年 5 月 7 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は令和 3 年 4 月 26 日より適用する。

(附則)

第 1 条 本要綱は令和 4 年 4 月 13 日より適用する。